

臨時特例つなぎ資金のごあんない

臨時特例つなぎ資金とは…

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付けることにより、その自立を支援することを目的とする資金です。

目的の達成に向けては、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施します。

■ 貸付対象者の条件

次の条件のすべてに該当する場合に貸付対象となります。なお、貸付けに際しては、原則として法に基づく自立相談事業等による支援を受けるとともに、社会福祉協議会及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していただくことが要件となります。

- ① 住居のない離職者であること
- ② 離職者を支援する**公的給付制度**又は**公的貸付制度**の申請を受理されている者であり、かつ当該給付開始又は貸付開始までの生活に困窮していること
- ③ 貸付を受けようとする者の名義の金融機関口座を有していること

公的給付制度とは？	・ハローワークによる「雇用保険失業等給付」「職業訓練受講給付金」 ・自治体（福祉事務所）による「生活保護」「住居確保給付金」
公的貸付制度とは？	・社会福祉協議会による「生活福祉資金（総合支援資金）」

■ 貸付内容

貸付限度額	10万円以内	※限度額の範囲内で必要な金額のみの貸付となります
貸付利子	無利子	※延滞利子もなし
連帯保証人	不要	

■ 借り入れの手続き

資金の借り入れを希望される方は、現在居住している又は今後居住する予定の市町村社会福祉協議会（「市町村社協」）までご相談・お申し込みください。

借り入れの申請に当たっては「臨時特例つなぎ資金借入申込書」（市町村社協窓口にて配付）に必要事項を記入のうえ、下記の書類を添付して市町村社協へ提出してください。

市町村社協は債権者である千葉県社会福祉協議会（「県社協」）へ借入申込書等を送付し、県社協で審査のうえ貸付の可否を決定します。

決定になった場合は申込者名義の通帳へ送金します。

申請に必要な書類	<input type="checkbox"/> 公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されていることを証明する書類 <input type="checkbox"/> 借入申込者名義の預金通帳のコピー（表紙及び1ページ目） <input type="checkbox"/> 借用書
----------	---

